

各 所 属 長
香川県立保健医療大学長 殿

香川県教育委員会事務局
健 康 福 利 課 長
(公 印 省 略)

令和2年度末退職予定者の退職関係諸手続について（通知）

このことについて、次のとおり、県・公立学校共済組合・香川県教職員互助会関係の退職書類の受付及び事前説明会を開催しますので、お知らせします。

例年、説明会にて関係書類を配布し、後日受付会場に關係書類を御持参いただいていたが、今年度については、新型コロナウイルス感染防止のため、所属あてに關係書類を配布し、説明会等については、希望される者のみを対象に実施させていただくこととしました。

つきましては、貴所属の退職予定者に御周知くださるようお願いいたします。

なお、説明会等に出席を希望される退職予定者は、職専免となりますので、御配慮をお願いいたします。

記

1 書類の受付

(1) 郵送等による受付

令和3年2月19日（金）までに、健康福利課あて郵送等の方法により御提出ください。

(2) 受付会場での受付（希望者のみ。事前申込不要。）

① 日 時 令和3年2月19日（金） 9：30～16：30

② 場 所 高松商工会議所 2階 大ホール

(3) 必要書類は、令和3年1月中旬頃、各所属あて送付予定です。

2 説明会の開催（希望者のみ。事前申込不要。）

(1) 日 時 令和3年1月29日（金） 13：00～16：30

(2) 場 所 サンポートホール高松 3階大ホール

【照会先】

香川県教育委員会事務局健康福利課内
公立学校共済組合香川支部
共済グループ 久保、磯崎
電話 087-832-3795

令和2年度末退職予定者に対する退職関係諸手続説明会及び書類の受付について

1 説明会

(1) 日程

対 象 者	日 時	会 場
令和2年度末退職予定者 (希望者のみ)	令和3年1月29日(金) 13:00~16:30	サンポートホール高松 3階「大ホール」 高松市サンポート2-1

退職予定者には、定年、勸奨、自己都合退職者の他、17条講師（共済組合加入者に限る。）及び育休任期付職員の者で、令和3年4月1日以降引き続いて教諭又は育休任期付職員として採用されることが決定していない者を含みます。

(2) 説明事項

- ① 退職手当及び退職共済（老齢厚生）年金の手続き等について
- ② 退職後の医療保険制度について
- ③ 教職員互助会の退職餞別金の請求手続き等について
- ④ その他

※「退職関係手続書類」は令和3年1月中旬頃、郵送にて配布します。

2 書類の受付

対 象 者	日 時	会 場
令和2年度末退職予定者 (希望者のみ)	令和3年2月19日(金) 9:30~16:30	高松商工会議所 2階「大ホール」 高松市番町2-2-2

※請求書等に押印された印鑑を必ず御持参ください。

3 説明会及び書類の受付における共通の注意事項

- (1) 令和3年4月1日以降、引き続いて県内又は県外において、再び常勤の公務員（17条講師（共済組合加入者に限る。）、育休任期付職員を含む。）として就職する者は、退職手当及び年金の期間が通算されるため、出席する必要はありません。（令和3年4月1日付け人事異動による手続きをしていただくこととなります。）
ただし、県費支弁組合員で香川県教職員互助会の会員資格を喪失する者は、「退職餞別金」を別途請求してください。
- (2) 17条講師で共済組合に加入していない者及び臨時的任用職員（22条講師など）の退職予定者は、出席の必要はありません。
ただし、臨時的任用職員で退職する者は、令和2年10月8日付け2公立香第169号で送付しました「公立学校共済組合のしおり」に基づき、手続きを行ってください。
- (3) 共済組合に加入しているフルタイム再任用職員の方は、出席の必要はありません。
退職関係書類を所属所あてに送付しますので、不明な点等ありましたらお問合せください。
- (4) 前記1－(2)－①にあります退職手当の手続説明は、県費支弁組合員について行います。市町費支弁組合員については、任用されている市町からの指示に従ってください。
- (5) 退職関係諸手続説明会の会場であるサンポートホール高松は、フロア及び大ホール共に飲食禁止となっています。
- (6) 会場には来場者用駐車場がありません。止むを得ず自家用車で出席される方は、会場周辺の有料駐車場を御利用下さい。
- (7) 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指消毒の励行の御協力をお願いします。
- (8) 下記に該当する場合は、参加を取りやめてください。
 - ・37.5度以上の発熱がある場合。
 - ・息苦しさや強いだるさ、軽度であっても咳やのどの痛みなどの症状がある場合。
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた人との濃厚接触がある場合。
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触者との濃厚接触がある場合。
- (9) 参加者名簿（氏名、所属所、連絡先等）を必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供する場合があります。
- (10) 退職関係諸手続説明会終了後、個別の質問は御遠慮ください。
後日、電話で受け付けさせていただきます。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、中止になる場合がありますので、御承知おきください。